

	開 会 の 宣 言
事務局	只今から令和7年1月の定例総会を開催いたします。出席委員は、12名中12名で定足数に達しておりますことをご報告いたします。
議 長	10時00分開会を宣言する。本日の議事録署名委員は、11番 我毛真一 委員と、12番 板井照子 委員にお願いします。会議書記は事務局職員の仲野さんをお願いします。次回の会議について日程説明。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議 長	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より朗読と説明をお願いします。
事務局	今月の農地法第3条の許可申請は、8件でございます。「議案第1号、通り番1から8を、議案書をもとに朗読」
議 長	議案第1号について事務局の朗読と説明が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。
4番委員	■通り番1・2 通り番1と2を続けて説明します。 まず、通り番1ですが、譲渡人の■■■■さんは北九州市に住んでおり、耕作管理が出来ないということで、譲受人の■■■■さんが売買で譲り受けるとのことです。申請地は■■さんの自宅横です 続いて通り番2ですが、譲渡人の■■■■■さんは、ご高齢により耕作管理が出来ないため、付近を耕作する■■さんに売買で譲り渡すとのことです。 2件とも関係書類も揃っており、特に問題ありません

	ので、ご審議よろしく申し上げます。
議 長	議案第 1 号の通り番 1 と 2 について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。
議 長	無いようでございますので、続きまして通り番 3 につきまして、地元委員の説明及び意見をお願いします。
9 番委員	■通り番 3 通り番 3 を説明します。 申請地は旧 1 0 号線を中津から豊前に向かって、ヨコヤマ酒店のある角を左に曲がり、2 0 0 m 程進んだ先の道路の左右に位置しています。 譲渡人の■■■■さんと譲受人の■■■■さんは親子であり、母親である■■■さんがご高齢であるため生前贈与するものです。 耕作については、田んぼの方は現在の利用権設定を受けている方に引き続いてお願いすることとし、畑の方は■■■さんが管理するとのことです。 関係書類も揃っており、特に問題もありませんのでご審議よろしく申し上げます。
議 長	議案第 1 号の通り番 3 について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。
議 長	無いようでございますので、続きまして通り番 4 につきまして、地元委員の説明及び意見をお願いします。
3 番委員	■通り番 4 ・ 5 通り番 4 と 5 を続けて説明します。 通り番 4 ですが、申請地は黒土小学校の少し山手に行った所にある農地です。 譲渡人の■■■■さんと譲受人の■■■さんは親子であり、父親の■■■さんがご高齢のため生前贈与するものです。 続いて通り番 5 ですが、申請地は株式会社■■■さんの裏の農地です。

議 長	譲渡人の■■■■さんが、高齢により耕作管理ができなくなったとのことで、■■■■さんに贈与するものです。 関係書類も揃っており、特に問題ありませんのでご審議よろしく申し上げます。
議 長	議案第1号の通り番4と5について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。
8番委員	無いようでございますので、続きまして通り番6につきまして、地元委員の説明及び意見をお願いします。 ■通り番6・7 通り番6と7を続けて説明します。 まず、通り番6ですが、申請地は夕田池の一番上の側にあります。そして、その農地の横に譲渡人の■■■■さんの空き家となっている持ち家があり、その家とともに今回、売買となったようです。 譲受人の■■■■さんは行橋に住んでおり、管理ができるか確認をしましたが、間違いなく管理できるとのことでした。 続いて通り番7ですが、申請地は相続人不存在となっておりますが、近所に住む譲受人の■■■■さんが、これまでも好意で管理していましたが、今回売買にて取得することです。 関係書類も揃っており、特に問題ありませんので、ご審議よろしくお願いいたします。
議 長	議案第1号の通り番6よ7について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。
議 長	無いようでございますので、続きまして通り番8につきまして、地元委員の説明及び意見をお願いします。

議 長	議案第 2 号について事務局の朗読と説明が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。
5 番委員	■ 通り番 1 通り番 1 について説明します。 申請地は、警察の官舎の前にあります。譲受人の■■■ ■■■■■■■は現在、旧三菱農機の跡地に会社を構えていますが、申請地はその横です。 事業拡張により既存施設では手狭になったため、今回の申請に至っております。 関係書類も揃っており、特に問題ありませんので、ご審議よろしくをお願いします。
議 長	議案第 2 号の通り番 1 について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。
議 長	無いようでございますので、議案第 2 号の農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見については、全て原案通り可決してよろしいですか。
全 員	異議なし
議 長	全員異議なしとのことですので、議案第 2 号は、全て原案通り可決いたします。
	議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について
議 長	続いて、議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請にについて、事務局より朗読と説明をお願いします。
事務局	今月の農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請は、1 件でございます。

議 長	「議案第 3 号、通り番 1 を、議案書をもとに朗読」
2 番委員	議案第 3 号について事務局の朗読と説明が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。 ■通り番 1 通り番 1 について説明します。 許可を受けた申請地は、合河に以前ありました鶏舎の付近ですが、■ ■ ■ ■ ■ ■ が営農型太陽光発電設備を設置して、根菜類等の作物を作っておりましたが鳥獣被害が著しく、今回、きくらげ等の菌類を作るということで作物変更の申請が出されております。 試験栽培の様子を見ましたが、鳥獣被害等なく生産できているようです。また、関係書類も揃っており、特に問題ありませんので、ご審議よろしくをお願いします。
議 長	議案第 3 号の通り番 1 について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。
1 0 番委員	詳しくないので教えてください。これは太陽光パネルを高さを上げて設置し、その下で営農をしているものと認識しています。現地を見たことはありませんが、高さは結構高いのでしょうか。
2 番委員	キャビン付きのトラクターの小さいサイズが通るくらいの高さがあります。2 メートル強だと思われます。
1 0 番委員	作物が荒らされるということですが、柵等の対策はしていないのでしょうか。
2 番委員	獣害用の鉄製の柵はしていますが、飛び越えて入るということです。
1 0 番委員	菌類は密閉等した室内のような形式での栽培ですか。
2 番委員	太陽光パネルの下に枠を作り、そこに菌床を並べて斜光シートを掛けたようにしているとのことです。今のところは、鹿や猪は菌類を食べないため試験栽培で順調に生産できているようです。

10番委員	わかりました。
議 長	ほかにご意見、ご質問はありませんか。
議 長	無いようでございますので、議案第3号の農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については、全て原案通り可決してよろしいですか。
全 員	異議なし
議 長	全員異議なしとのことですので、議案第3号は、全て原案通り可決いたします。
	議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）
議 長	議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）ですが、福岡県農業振興推進機構を通した所有権移転関係になります。地元の関係委員は内容をよく確認していただきたいと思います。 いかがでしょうか。
議 長	何かございませんか。無いようでございますので議案第4号の農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）、原案通り承認してよろしいですか。
全 員	異議なし
議 長	異議なしとのことですので、議案第4号については、原案通り承認することといたします。

	議案第 5 号 非農地証明交付申請の承認について
議 長	議案第 5 号 非農地証明交付申請の承認について事務局より朗読と説明をお願いします。
事務局	今月の非農地証明交付申請の承認は 1 件です。 「議案第 5 号通り番 1 を、議案書をもとに朗読」
議 長	議案第 5 号について事務局の朗読と説明が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。
7 番委員	■通り番 1 通り番 1 を説明します。 申請地は、昔、県道 3 2 号線沿いに長谷酒店という店がありましたが、その県道を挟んだ向かいにあります。 基盤整備の際に、元々農地として利用する予定がなく、畑土も入れておりませんでした。現在の所有者の既に亡くなられております夫が、陶芸家で資材置場として利用されており、その後も農地として利用されていませんでした。 非農地とすることについて、特に問題ありませんのでご審議よろしくをお願いします。
議 長	議案第 5 号の通り番 1 について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。
議 長	無いようでございますので、議案第 5 号の非農地証明交付申請の承認については、全て原案通り可決してよろしいですか。
全 員	異議なし
議 長	全員異議なしとのことですので、議案第 5 号は、全て原案通り可決いたします。

	閉 会 の 宣 言 10 時 30 分閉会を宣言する。
--	---

上記のとおり会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

1 1 番 委 員

1 2 番 委 員